

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和32年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県歯科技工士法施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）の施行に関しては、歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下「政令」という。）</u>、<u>歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）及び歯科技工士学校養成所指定規則（昭和31年厚生省令第3号）</u>に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（<u>歯科技工所開設届</u>）</p> <p>第2条 <u>法第21条第1項前段の規定による歯科技工所開設届は、歯科技工所の所在地を所管する総合事務所長（以下「所管総合事務所長」という。）に第1号様式による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>（<u>歯科技工所開設届出事項変更届</u>）</p> <p>第3条 <u>法第21条第1項後段の規定による歯科技工所開設届出事項変更届は、所管総合事務所長に第2号様式による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>（休止届等）</p> <p>第4条 <u>法第21条第2項の規定による歯科技工所の休</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>歯科技工士法施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この規則は、歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）</u>、<u>歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下「政令」という。）</u>及び<u>歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号。以下「省令」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>技工所開設届</u>）</p> <p>第2条 <u>法第21条第1項の規定による技工所開設届は、第1号様式による。</u></p> <p>（<u>開設届出事項変更届</u>）</p> <p>第3条 <u>法第21条第1項の規定による技工所開設届出事項変更届は、第2号様式による。</u></p> <p>（休止届等）</p> <p>第4条 <u>法第21条第2項の規定による技工所の休</u></p>

(廃) 止届又は再開届は、所管総合事務所長にそれぞれ第 3 号様式又は第 4 号様式による届出書を提出してしなければならない。

(歯科技工所等広告事項の許可の申請)

第 5 条 法第 26 条第 1 項第 4 号の規定による広告事項の許可を受けようとする者は、第 5 号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(申請書等の経由)

第 6 条 政令又は歯科技工士学校養成所指定規則の規定により知事に提出する申請書、届出その他の書類は、住所地又は学校養成所の所在地を所管する総合事務所長を経由して提出しなければならない。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第 2 号様式 (第 3 条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第 3 号様式 (第 4 条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第 4 号様式 (第 4 条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(廃) 止届は、第 3 号様式、再開届は第 4 号様式による。

(当該職員の証)

第 5 条 法第 27 条第 2 項の規定による当該職員の証票は、第 5 号様式による。

(書類の提出部数及び経由)

第 6 条 法、政令又は省令の定めるところにより提出する書類は、厚生労働大臣に提出するものにあつては正本を 1 部、副本を 2 部、知事に提出するものにあつては正本を 1 部、副本を 1 部とし、住所地又は業務に従事する場所を管轄する保健所長を経由しなければならない。

第 1 号様式 (第 1 条関係)

略

第 2 号様式 (第 2 条関係)

略

第 3 号様式 (第 3 条関係)

略

第 4 号様式 (第 3 条関係)

略

第 5 号様式 (第 4 条関係)

(表面)

第 号

歯科技工士法第27条第
2項の規定による身分証
明書

氏 名
年 月 日生

年 月 日発行

鳥取県 印

写

真

(裏面)

歯科技工士法抜粋

第27条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定によって立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第5号様式(第5条関係)

広告事項許可申請書	
広 告 事 項	
この広告を必要とする 具体的理由	
広 告 の 方 法	
上記のとおり広告事項の許可を受けたいので、 申請します。	
年 月 日	
開設者住所(法人のときは主たる事務 所所在地)	
氏名(法人のときは代表者職氏名)	

®

職 氏 名 様

附 則

この規則は、公布の日から施行する。